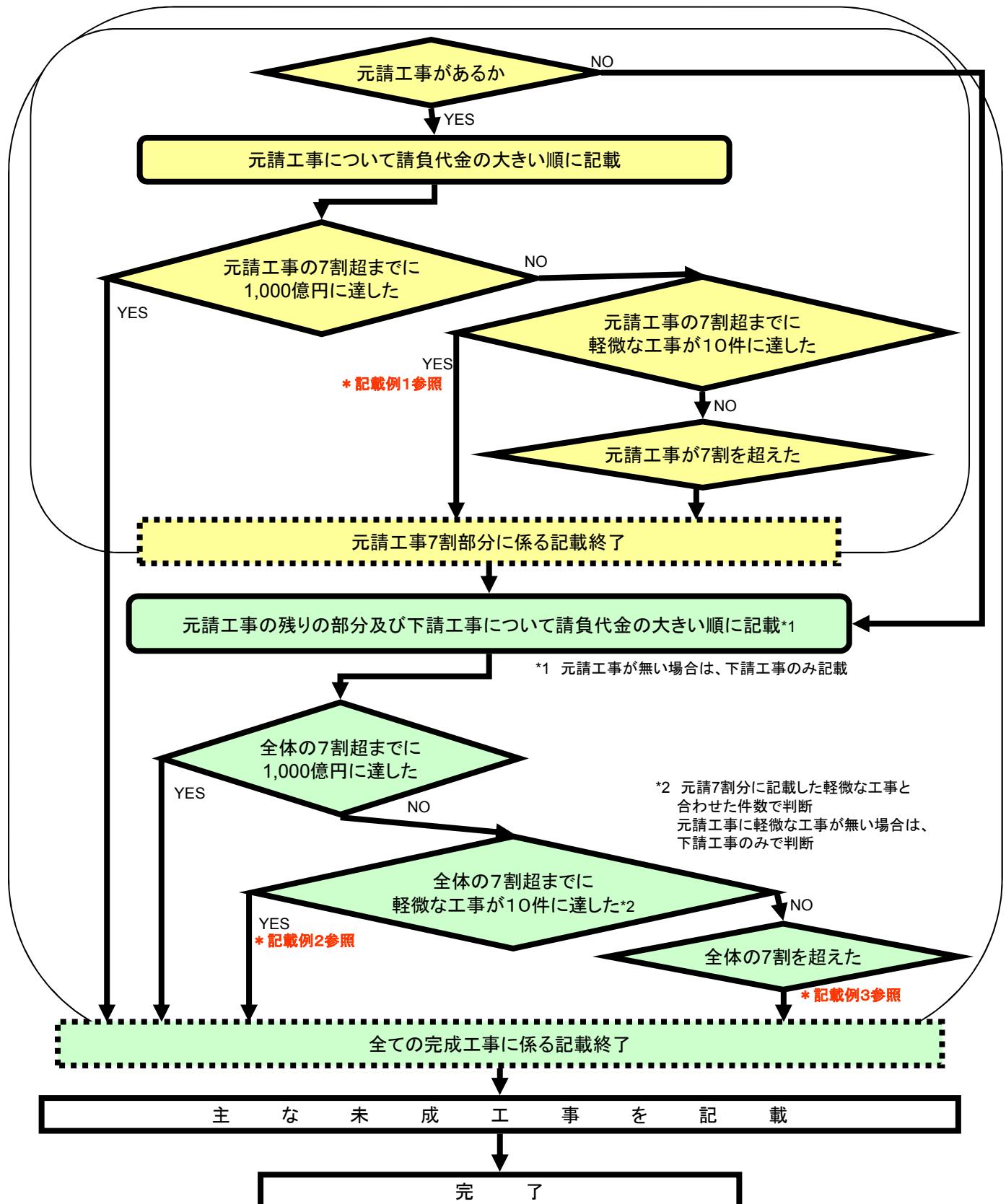


工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



工事経歴書
工事（税込・税抜）

(建設工事の種類)

*記載例1 工事経歴書記載例
(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	工事名	工事場のある 都道府県 市 区 町 村 名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の 別 〔該当箇所に印を記載〕 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 〔うち、 ・法面処理 ・鋼橋上部〕 千円	着工年月日 完成又は 予定年月	工期	
								請負代金の額 〔うち、 ・法面処理 ・鋼橋上部〕 千円	着工年月日 完成又は 予定年月
A	元請	A邸 工事	東京都千代田区	東京一郎	✓	9,000 千円	平成18年12月	平成19年1月	平成19年1月
B	北海道開発	〃	B邸車止め設置工事	津島一平	✓	4,500 千円	平成19年2月	平成19年3月	平成19年4月
C	東北土木	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	半田五郎	✓	3,200 千円	平成19年3月	平成19年4月	平成19年5月
D	関東建設	〃	豊橋川改修工事の内掘削工事	岡崎三男	✓	2,500 千円	平成19年5月	平成19年5月	平成19年5月
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内外構工事	豊田一郎	✓	2,000 千円	平成19年1月	平成19年1月	平成19年1月
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	豊田三郎	✓	1,900 千円	平成19年10月	平成19年11月	平成19年10月
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内くい打工事	名古屋三郎	✓	1,800 千円	平成19年9月	平成19年9月	平成19年9月
H	中国建築	〃	一般国道9号線道路新設工事	愛知太郎	✓	1,700 千円	平成19年2月	平成19年3月	平成19年4月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良工事の内カッターワー工事	岡崎三男	✓	1,600 千円	平成19年12月	平成19年12月	平成19年12月
J	九州工業	〃	C邸玄関コンクリート工事	豊田一郎	✓	1,500 千円	平成19年4月	平成19年5月	平成19年5月
K	沖縄機械	〃	D邸新築工事の内基礎工事	岡崎三男	✓	1,000 千円	平成19年4月	平成19年5月	平成19年5月
L	国交 大郎	下請	B～Kの件数≤10件	岡崎三男	✓	7,000 千円	平成19年5月	平成19年5月	平成19年5月
M	建設 次郎	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	30,700 千円	うち 元請工事 30,700 千円	うち 元請工事 30,700 千円	うち 元請工事 30,700 千円

①元請工事の7割部分に係る
完工工事

②下請工事に係る
完工工事

2. 記載額が全ての完工工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの完工工事高の合計額(A～M)

全ての完工工事高の合計額
元請工事に係る完工工事高の合計額

工事経歴書
（建設工事の種類）

*記載例2 工事経歴書記載例
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	工事名	JVの別	工事現場のある都道府県及 市町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 〔うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕 千円	着工年月日 完成又は 予定年月	工期	
								請負代金の額 〔うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕 千円	着工年月日 完成又は 予定年月
A	A 工事	元請	東京都千代田区	東京一郎	✓	10,000	平成18年12月	平成19年1月	平成19年1月
B	B 駐車止め設置工事	下請	北海道開発	北海道開発		4,500	平成19年2月	平成19年3月	平成19年3月
C	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	下請	東北土木	東北土木		3,200	平成19年3月	平成19年4月	平成19年4月
D	豊橋川改修工事の内 外構工事	下請	関東建設	関東建設		8,000	平成19年5月	平成19年5月	平成19年5月
E	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	下請	北陸産業	北陸産業		5,500	平成19年1月	平成19年1月	平成19年1月
F	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	下請	中部塗装	中部塗装		2,500	平成19年10月	平成19年11月	平成19年11月
G	ビル新築工事の内 くい打工事	下請	近畿組	近畿組		2,000	平成19年9月	平成19年9月	平成19年9月
H	一般国道9号線道路新設工事	下請	中国建築	中国建築		1,900	平成19年2月	平成19年3月	平成19年3月
I	一般国道100号線道路改良 工事の内カッターワーク事	下請	四国道路	四国道路		1,800	平成19年4月	平成19年4月	平成19年4月
J	C 邱玄関コンクリート工事	元請	九州工業	九州工業		1,700	平成19年12月	平成19年12月	平成19年12月
K	D 駐新築工事の内 基礎工事	下請	沖縄機械	沖縄機械		1,600	平成19年4月	平成19年5月	平成19年5月
L	県道758号線道路側溝工事	下請	国交 太郎	国交 太郎		1,500	平成19年5月	平成19年5月	平成19年5月
M	県道123号線道路側溝工事	下請	建設 次郎	建設 次郎		1,000	平成19年5月	平成19年5月	平成19年5月

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了
…「軽微な工事」
…ごとの完成工事高の合計額(A～M)

全ての完成工事高の合計額
B+C+F～Mの件数≤10件

元請工事に係る完成工事高の合計額
ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A～C+J)

小計	13 件	45,200 千円	うち 元請工事 19,400 千円	千円
合計	52 件	70,000 千円	うち 元請工事 25,000 千円	千円

工事経歴書
工事（税込・税抜）

(建設工事の種類)

とび・土工・
コンクリート*記載例3 工事経歴書記載例
(全ての完工工事工事高の合計額7割に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	工事名	工事場の ある 都道府県 及 市 区 町 村 名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の 別 (該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 (うち、 ・法面処理 ・鋼橋上部)	着工年月日	工期	
								主任技術者	監理技術者
A	JV	A邸 工事	東京都千代田区	東京一郎	✓	100,000 千円	平成18年12月	平成19年1月	完成又は 予定年月
B	北海道開発	B邸車止め設置工事	個人の氏名が特定されないよう、例えば 注文者「A」と記載し、工事名「A邸○○工 事」等と記載。			60,000 千円	平成19年2月	平成19年3月	
C	東北土木	錦住宅敷地盛土及び基礎工事		一宮二郎	✓	3,200 千円	平成19年3月	平成19年4月	
D	関東建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削	半田五郎	✓	7,500 千円	平成19年5月	平成19年5月	
E	北陸産業	丸の内ビル新築工事の内外構工事	"	岡田三郎	✓	6,300 千円	平成19年1月	平成19年1月	
F	中部整装	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	"	岡崎三郎	✓	5,100 千円	平成19年9月	平成19年9月	
G	近畿組	ビル新築工事の内くい打工事	"	豊田一郎	✓	2,000 千円	平成19年2月	平成19年3月	
H	中国建築	一般国道9号線道路新設工事	"	名古屋三郎	✓	1,800 千円	平成19年4月	平成19年4月	
I	四国道路	一般国道100号線道路改良工事の内カッターワーク事	"	愛知太郎	✓		2. 記載額が全ての完工工事高の合計額の7割を超えたため記載終了	年 月	
							A～Cの合計額 \geq Yの7割		
							A～Iの合計額 \geq Xの7割		
							ページごとの元請工事に係る完工工事高の合計額(A+B+C)		
							ページごとの完工工事高の合計額(A～I)		
							全ての完工工事高の合計額		
							元請工事に係る完工工事高の合計額		

① 元請工事の7割部分
に係る完工工事

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完工工事

・・・「軽微な工事」

【建設工事の種類別にみた内容と例示】

経営規模等評価申請書及び工事経歴書等の作成に当たっては、次の表を参考にし、建設工事の種類を判断してください。

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、T V電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(注意点)

- ・除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託契約において、業務内容のうち建設工事と認められる部分について完成工事高に計上することができます（内容が分かる資料が必要となります。）。建設工事と認められない部分は、兼業事業売上高へ計上します。
- ・建売住宅の販売及び自社建物の建設等については、請負契約による建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。兼業事業売上高へ計上します。

【 完成工事高の積み上げについて 】

工事種類ごとの年間平均完成工事高の算定において、次のような場合には、許可を受けている業種のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高を申請業種の完成工事高に含める「積み上げ」という方法が認められています。

なお、経営事項審査を受けた後の積み上げのやり直しはできませんので、十分に検討した上で手続きを行ってください。

(1) 一式工事への他の工事業の算入

審査対象が、土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の一式工事業以外の建設業に係る完成工事高を、その内容に応じて一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

一式工事名	含めることができる専門工事	一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	建築一式工事	ガラス工事
	石工事		防水工事
	舗装工事		内装仕上工事
	しゅんせつ工事		熱絶縁工事
	水道施設工事		建具工事
	鋼構造物工事 (土木に関する工事に限る。)		電気工事 (建築に関する工事に限る。)
	解体工事		鋼構造物工事 (建築に関する工事に限る。)
建築一式	大工工事		鉄筋工事 (建築に関する工事に限る。)
	左官工事		塗装工事 (建築に関する工事に限る。)
	屋根工事		
	タイル・れんが・ブロック工事		
	板金工事		

(2) 専門工事業（一式工事以外の工事業）の算入

審査対象が、専門工事業（一式工事以外の建設業）である場合は、許可を受けている建設業のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の専門工事業に係る完成工事高を、その性質に応じて他の専門工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

専門工事名	含めることができる専門工事	専門工事名	含めることができる専門工事
とび・土工・コンクリート工事	石工事	鋼構造物工事	鉄筋工事
	タイル・れんが・ブロック工事	板金工事	屋根工事
	解体工事	ガラス工事	建具工事
石工事	とび・土工・コンクリート工事	内装仕上工事	建具工事
屋根工事	板金工事	熱絶縁工事	管工事
電気工事	電気通信工事	電気通信工事	電気工事
管工事	消防施設工事	建具工事	板金工事
	熱絶縁工事	ガラス工事	ガラス工事
タイル・れんが・ブロック工事	水道施設工事	水道施設工事	管工事
	消防施設工事	消防施設工事	電気工事
	とび・土工・コンクリート工事		管工事

「積み上げ」を採用した場合は、次の書類をA4版の用紙により作成し提出してください。

【作成例】

工事種類別完成工事高付表

申請者 (株) 青森建設

審査対象業種の完成工事高 (移行後の完成工事高)	左記の内訳
(審査対象事業年度) 月 令和2年4月～令和3年3月 土木一式工事 15,000千円 うち元請 12,000千円	土木一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 とび・土工・コンクリート工事 4,000千円 うち元請 1,000千円 解体工事 1,000千円 うち元請 1,000千円
(前審査対象事業年度) 平成31年4月～令和2年3月 土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円	土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 とび・土工・コンクリート工事 0千円 うち元請 0千円 解体工事 0千円 うち元請 0千円
(前々審査対象事業年度) 平成30年4月～平成31年3月 土木一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円	土木一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 とび・土工・コンクリート工事 4,000千円 うち元請 0千円 解体工事 0千円 うち元請 0千円

*計算基準の区分の選択にあわせて、必要な年数分を記載してください。

- ・工事高は決算期ごとに、「うち元請」の額も記載すること。
- ・また、申請者のうち、次の申し出をしようとする者については、その申し出の額をそのまま審査対象業種ごとに記載すること。
 - 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
 - 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとしている者。

【 個人の建設業者の代替わりや法人成りについて 】

次のいずれかに該当する場合は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完工工事高の合計額を年間平均完工工事高の算定基礎とすることができるものとします。

また、項番4 7 「営業年数」を引き継ぐことができます。

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に、

①商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った者

②個人（以下「被承継人」）から建設業の主たる部分を承継したもの（以下「承継人」）がその配偶者又は2親等以内の者であって次のいずれにも該当するもの

- i) 被承継人が建設業を廃業すること
- ii) 原則として被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

③被承継人から事業の主たる部分を承継した法人（以下「承継法人」）であって、次のいずれにも該当するもの

- i) 被承継人が建設業を廃業すること
- ii) 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- iv) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

その他特殊なケースについては、青森県国土整備部監理課建設業振興グループまでお問い合わせください。

【建設工事における完成工事高の計上基準について】

建設業における収益の計上基準は、一定の要件を満たす場合、原則として「工事進行基準」を適用し、この要件を満たさない場合は「工事完成基準」を適用します。

税法上は「部分完成基準」「延払基準」の適用が認められていますが、下記の基準を満たす必要があります。なお、「部分完成基準」については、所要の特約又は慣習について確認できる書類及び完成部分の引き渡し等が確認できる書類の提示が必要です。

(1) 工事完成基準	<p>「工事完成基準」とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。</p> <p>①「完成の時期」は当該工事の全部を完成し発注者にその引渡しを完了した日 ②引渡しというのは書状の交付の日付のような形式的なものでなく実質的な行為を重視。引渡し後も主要部分の工事が継続する場合や、莫大な仮設物を要する工事であって、これを撤去しなければ、通常引渡しが完了しない場合はそれらが完了して初めて完成引渡しとなり、収益計上となる。</p>
(2) 工事進行基準	<p>ア 用語の定義</p> <p>「工事進行基準」とは、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算期における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。</p> <p>「工事収益総額」とは、工事契約において定められた、施工者が受け取る対価の総額をいう。</p> <p>「工事原価総額」とは、工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出の総額をいう。工事原価は、原価計算基準に従って適正に算出する。</p> <p>イ 工事契約に係る認識基準</p> <p>工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。</p> <p>成果の確実性が認められるためには、次の要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)工事収益総額 (イ)工事原価総額 (ウ)決算日における工事進捗度 <p>【参考 税法上の工事進行基準（H20.4.1以後開始の事業年度）】</p> <p>〈長期大規模工事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期 1年以上 ・請負金額 10億円以上 ⇒工事進行基準 <p>〈会計年度内の契約・引き渡し工事〉</p> <p style="text-align: right;">⇒工事完成基準</p> <p>〈上記以外の工事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続適用を条件 ⇒選択適用
(3) 部分完成基準	<p>法人が請負った建設工事等（法人税法第64条第1項 および第2項の規定の適用を受けるものを除く）について次に掲げるような事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その事業年度において引渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事収入をその事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>①一の契約により同種の建設工事等を多量に請負ったような場合で、その引渡量に従い工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合 ②一個の建設工事等であっても、その建設工事の一部が完成し、その完成した部分を引渡した都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合【法人税基本通達2-1-9】</p> <p>*提示書類：注記表、契約書等および上記特約または慣習について確認できる書類</p>
(4) 延払基準	<p>法人税法の規定によるもので、完成引渡した工事であっても延払条件付請負工事に該当する場合には、その全部又は一部を完成工事高から除外し、次期以降に繰延べる方法である。</p> <p>【法人税法第63条、同施行令第124条、第125条、第126条参照】</p> <p>*延払基準を採用した場合には、重要な会計方針の一つである収益計上基準としてその旨注記表に注記する必要がある。</p> <p>*提示書類：注記表および契約書等</p>

【 技術者制度について 】

経営事項審査時に、工事経歴書にある配置技術者氏名欄を確認すると、受注した工事に営業所の専任技術者を配置している事例や、技術者の現場専任義務に違反している事例が見受けられます。なお、平成20年4月1日以降に提出する工事経歴書では、主任／監理技術者の別を記載することになっています。

青森県では「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を平成18年に制定し、建設業法で定めた主任技術者や監理技術者を配置しなかった場合、現場専任義務に違反した場合、施工管理が著しく不適当であった場合には、基準に基づき営業停止処分や指示処分を行うこととしています。

技術者制度について基本的な事項を示しますので、現場配置等の参考とし、不正行為等は厳に慎んでいただくようお願いします。

①技術者の現場専任義務とは

公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のものについては、当該工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならぬとされています（建設業法第26条第3項）。

※ 監理技術者補佐を専任で置く場合を除きます。

- ・「公共性のある工作物」…個人住宅を除くほとんどの工事が該当します。
- ・現場専任義務は、下請負で契約した場合も同様に適用されます。
- ・個人事業主一人で営業しているような場合は、請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の公共性のある工作物に関する工事は受注できません。

②主任技術者とは（建設業法第26条第1項）

主任技術者とは、建設業者が請け負った工事を施工する場合に現場に配置する技術者で、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、建設業法第7条第2号（イ）、（ロ）又は（ハ）に該当することが求められます。

主任技術者は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

③監理技術者とは（建設業法第26条第2項）

発注者から直接工事を請け負い、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合に、建設業者が主任技術者に代えて配置する技術者をいいます。建設業法第15条第2号（イ）、（ロ）又は（ハ）（指定建設業の場合は建設業法第15条第2号（イ）又は（ハ））に該当することが求められます。監理技術者には、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導・監督、複雑化する工程管理等、総合的な機能を果たすことが求められます。

④営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2項で、「その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で「専任のもの」を置かなければならない」とされています。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者ことで、その主な役割は営業所において建設工事に関する適正な契約の締結及びその履行を確保することです。

従って、事業主と継続的な雇用関係があり、通常の勤務時間中はその営業所に勤務していることが必要となります。

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

…P21 の要領も必ず確認してください。…

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
実務経験					
001	法第7条第2号イ該当	卒業した所定学科ごとに申請可能な全ての業種	3年 5年	その他	1
002	法第7条第2号ロ該当	10年以上の実務経験を持つ当該業種		その他	1
003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)	特別認定を受けた全ての業種		その他	1
004	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)	特別認定を受けた全ての業種		その他	1
建設業法に定める資格					
005	監理技術者補佐	以下の各資格に対応する業種		監理補佐	4
111	一級建設機械施工技士	土・と・舗		1級	5(6)
11A	〃 (附則第4条該当)	土・と・舗・解		1級	5(6)
212	二級 〃 (第1種～第6種)	土・と・舗		2級	2
21B	〃 (第1種～第6種) (附則第4条該当)	土・と・舗・解		2級	2
113	一級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・舗・し・塗・水・解		1級	5(6)
11C	〃 (附則第4条該当)	土・と・石・鋼・舗・し・塗・水・解		1級	5(6)
214	二級 〃 (土木)	土・と・石・鋼・舗・し・水・解		2級	2
21D	〃 (土木) (附則第4条該当)	土・と・石・鋼・舗・し・水・解		2級	2
215	〃 (鋼構造物塗装)	塗		2級	2
216	〃 (薬液注入)	と		2級	2
21E	〃 (薬液注入) (附則第4条該当)	と・解		2級	2
120	一級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解		1級	5(6)
12A	〃 (附則第4条該当)	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解		1級	5(6)
221	二級 〃 (建築)	建・解		2級	2
222	〃 (躯体)	大・と・タ・鋼・筋・解		2級	2
22B	〃 (躯体) (附則第4条該当)	大・と・タ・鋼・筋・解		2級	2
223	〃 (仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具		2級	2
127	一級電気工事施工管理技士	電		1級	5(6)
228	二級 〃	電		2級	2
129	一級管工事施工管理技士	管		1級	5(6)
230	二級 〃	管		2級	2
131	一級電気通信工事施工管理技士	通		1級	5(6)
232	二級 〃	通		2級	2
133	一級造園施工管理技士	園		1級	5(6)
234	二級 〃	園		2級	2
建築土法に定める資格					
137	一級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内		1級	5(6)
238	二級 〃	建・大・屋・タ・内		2級	2

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
技術士法に定める資格					
2 3 9	木造建築士	大		2 級	2
1 4 1	建設・総合技術監理（建設）	土・と・電・舗・し・園・解		1 級	5(6)
1 4 A	〃 (附則第4条該当)	土・と・電・舗・し・園・解		1 級	5(6)
1 4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	土・と・電・鋼・舗・し・園・解		1 級	5(6)
1 4 B	〃 (附則第4条該当)	土・と・電・鋼・舗・し・園・解		1 級	5(6)
1 4 3	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	土・と		1 級	5(6)
1 4 C	〃 (附則第4条該当)	土・と・解		1 級	5(6)
1 4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）	電・通		1 級	5(6)
1 4 5	機械・総合技術監理（機械）	機		1 級	5(6)
1 4 6	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)	管・機		1 級	5(6)
1 4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）	管・水		1 級	5(6)
1 4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)	管・井・水		1 級	5(6)
1 4 9	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	土・と・し		1 級	5(6)
1 4 D	〃 (附則第4条該当)	土・と・し・解		1 級	5(6)
1 5 0	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	園		1 級	5(6)
1 5 1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	土・と・園		1 級	5(6)
1 5 A	〃 (附則第4条該当)	土・と・園・解		1 級	5(6)
1 5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	管		1 級	5(6)
1 5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)	管・水		1 級	5(6)
1 5 4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)	管・水・消		1 級	5(6)
電気工事士法、電気事業法に定める資格					
1 5 5	第一種電気工事士	電		2 級	2
2 5 6	第二種 〃	電	3年	その他	1
2 5 8	電気主任技術者（第1種～第3種）	電	5年	その他	1
電気通信事業法に定める資格					
2 5 9	電気通信主任技術者	通	5年	その他	1
水道法に定める資格					
2 6 5	給水装置工事主任技術者	管	1年	その他	1
消防法に定める資格					
1 6 8	甲種消防設備士	消		2 級	2
1 6 9	乙種 〃	消		2 級	2
職業能力開発促進法に定める資格					
1 7 1	建築大工（1級）	大		2 級	2
2 7 1	〃（2級）	大	3年	その他	1
1 6 4	型枠施工（1級）	大・と		2 級	2
2 6 4	〃（2級）	大・と	3年	その他	1
1 6 B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）	大・と・解		2 級	2
2 6 B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）	大・と・解	3年	その他	1
1 7 2	左官（1級）	左		2 級	2
2 7 2	〃（2級）	左	3年	その他	1

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
157	とび・とび工（1級）	と・解		2級	2
257	〃（2級）	と・解	3年	その他	1
15B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）	と・解		2級	2
25B	〃（2級）（附則第4条該当）	と・解	3年	その他	1
173	コンクリート圧送施工（1級）	と		2級	2
273	〃（2級）	と	3年	その他	1
17A	コンクリート圧送施工（1級） (附則第4条該当)	と・解		2級	2
27A	〃（2級） (附則第4条該当)	と・解	3年	その他	1
166	ウェルポイント施工（1級）	と		2級	2
266	〃（2級）	と	3年	その他	1
16C	ウェルポイント施工（1級） (附則第4条該当)	と・解		2級	2
26C	〃（2級） (附則第4条該当)	と・解	3年	その他	1
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)	管		2級	2
274	〃 (2級)	管	3年	その他	1
175	給排水衛生設備配管（1級）	管		2級	2
275	〃（2級）	管	3年	その他	1
176	配管・配管工（1級）	管		2級	2
276	〃 (2級)	管	3年	その他	1
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）	屋・管・板		2級	2
270	〃 (2級)	屋・管・板	3年	その他	1
177	タイル張り・タイル張り工（1級）	タ		2級	2
277	〃 (2級)	タ	3年	その他	1
178	築炉・築炉工（1級）	タ		2級	2
278	〃 (2級)	タ	3年	その他	1
179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）	石・タ		2級	2
279	〃 (2級)	石・タ	3年	その他	1
180	石工・石材施工・石積み（1級）	石		2級	2
280	〃 (2級)	石	3年	その他	1
181	鉄工・製罐（1級）	鋼		2級	2
281	〃 (2級)	鋼	3年	その他	1
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	筋		2級	2
282	〃 (2級)	筋	3年	その他	1
183	工場板金（1級）	板		2級	2
283	〃 (2級)	板	3年	その他	1
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）	屋・板		2級	2
284	〃 (2級)	屋・板	3年	その他	1
185	板金・板金工・打出し板金（1級）	板		2級	2
285	〃 (2級)	板	3年	その他	1
186	かわらぶき（1級）	屋		2級	2
286	〃 (2級)	屋	3年	その他	1
187	ガラス施工（1級）	ガ		2級	2
287	〃 (2級)	ガ		その他	1

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	塗		2級	2
288	〃 〃 〃 （2級）	塗	3年	その他	1
189	建築塗装・建築塗装工（1級）	塗		2級	2
289	〃 〃 （2級）	塗	3年	その他	1
190	金属塗装・金属塗装工（1級）	塗		2級	2
290	〃 〃 （2級）	塗	3年	その他	1
191	噴霧塗装（1級）	塗		2級	2
291	〃 （2級）	塗	3年	その他	1
167	路面標示施工	塗		2級	2
192	畳製作・畳工（1級）	内		2級	2
292	〃 〃 （2級）	内	3年	その他	1
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	内		2級	2
293	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 （2級）	内	3年	その他	1
194	熱絶縁施工（1級）	絶		2級	2
294	〃 （2級）	絶	3年	その他	1
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	具		2級	2
295	〃 〃 〃 〃 〃 （2級）	具	3年	その他	1
196	造園（1級）	園		2級	2
296	〃 （2級）	園	3年	その他	1
197	防水施工（1級）	防		2級	2
297	〃 （2級）	防	3年	その他	1
198	さく井（1級）	井		2級	2
298	〃 （2級）	井	3年	その他	1

認定能力評価基準

703	レベル3技能者	各基準に対応する業種 (P 参照)	基幹	2
704	レベル4技能者		基幹	3

その他

061	地すべり防止工事	と・井	1年	その他	1
06A	〃 （附則第4条該当）	と・井・解	1年	その他	1
040	基礎ぐい工事	と		2級	2
062	建築設備士	電・管	1年	その他	1
063	計装	電・管	1年	その他	1
060	解体工事	解		2級	2
064	基幹技能者	登録基幹技能者講習修了証に記載されている業種の範囲内		基幹	3
099	その他(※2)	所定の評価対象業種		その他	1

※1 実務経験欄に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。(資格を取得してから、審査基準日までに、必要な実務経験年数を経過していることが必要です。)

ただし、平成16年4月1日以前に「職業能力開発促進法」の2級に合格した方は、1年以上の実務経験で足ります。

※2 評価対象業種とその他の業種の所定の組み合わせによる実務経験年数が12年以上あり、かつ、評価対象とする業種の実務経験が8年以上ある場合などです。

「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械

種類	名称	範囲	経験 評価対象
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	○
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が○・五トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレーンマシン		
	大口径掘削機	スクリュー式でないもの	
	アースオーガー		
	地下連續壁施工用機械		
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	
	ブルドーザー	自重が三トン以上のもの	○
	トラクターショベル	バケット容量が○・四立方メートル以上のもの	○
4 運搬機械	スクレーバー	積載容量が三立方メートル以上のもの	
	機関車		
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	
	タワークレーン		
	デリッククレーン		
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上	
	ウインチ	二二キロワット以上の原動機を有するもの	
	エレベーター		
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	
	クローラードリル		
7 トンネル機械	たて坑掘進機		
	トンネル掘進機		
	シールド掘進機		
	ずり積み機		
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの	○
	スタビライザー		
	アグリゲートスプレッダー		
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	
	タイヤローラー		
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、	
9 碎石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソーア式輸送機又はキニオンポンプ	
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	コンクリートミキサー	混練容量が○・三五立方メートル以上のもの	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	
	コンクリートプレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	
	アジテーター	ゴムタイヤ式でないもの	
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有する	
	アスファルトクッカー		
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの	
	碎岩船	独航機能を有しないもの	
	起重機船		
	くい打ち船		
	コンクリートミキサー船		
	サンドドレーン船		
13 その他	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	
	作業台船		
	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	
	発動発電機		

建設機械のリース契約に関する申出書

青森県知事 あて

所 在 地

許 可 番 号

商号又は名称

代 表 者 氏 名

審 査 基 準 日 令和 年 月 日

下記の建設機械については、リース契約期間が審査基準日後1年7ヶ月に満たないうちに終了しますが、その後は当該機械を買い上げるか、もしくは引き続きリース契約を更新し審査基準日後1年7ヶ月を超える機械のリース契約を継続することを申し出ます。

記

メ 一 カ 一 名

型 式

製造・車体番号

リ ー ス 期 間 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※リース期間は現在契約している期間を記入

【 確認書類見本 】

項番	内 容	資 料 名 等	掲載頁
1 8	営業利益を確認する書類 減価償却実施額を確認する書類	決算等届出書の「損益計算書」	5 2
		所得税青色申告決算書（一般用）	5 3
		収支内訳書（いわゆる白色申告書）一般用）	5 4
		法人税申告書別表16（1）「旧定額法又は定額法による原価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	5 5
		法人税申告書別表16（2）「旧定率法又は定率法による原価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	5 6
		法人税申告書別表16（4）「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」	5 7
		法人税申告書別表16（6）「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」	5 8
		法人税申告書別表16（7）「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」	5 9
		法人税申告書別表16（8）「一括償却資産の損金算入に関する明細書」	6 0
3 2	消費税の納税を確認する書類	消費税確定申告書の控え	6 1
		消費税納税証明書（その1） (納付すべき税額が明示されているもの。 0円の場合も同様)	6 2
4 1	雇用保険加入を確認する資料	雇用保険被保険者資格喪失届	6 3
		労働保険（雇用保険）概算・確定保険料申告書事業主控え	6 4
		労働保険（雇用保険）概算・確定保険料納付書・領収証書	6 5
		労働保険事務組合発行の保険料納入通知書 (計算書) 事業主控え	6 6
		労働保険事務組合発行の労働保険料領収書	6 7
		労働保険事務組合発行の労働保険料等領収書	6 8
4 2 4 3	健康保険加入を確認する資料 厚生年金保険加入を確認する資料	社会保険納付書・領収証書（現金納付）	6 9
		社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振込）	7 0
		社会保険標準報酬決定通知書	7 1
4 4	建設業退職金共済制度の加入を確認する資料	建設業退職共済制度加入・履行証明願手続要領	7 2
		建設業退職共済制度加入・履行証明願	7 3

項目番	内 容	資料名等	掲載頁
4 5	退職一時金制度の導入を確認する資料または、企業年金制度の導入を確認する資料	就業規則（作成留意事項）	7 4
		就業規則（変更）届	7 5
		意見書	7 6
		退職金規程の作成事例	7 7
		中小企業退職金共済事業本部加入証明書	7 8
		特定退職金共済制度退職金共済証	7 9
		厚生年金基金発行の標準給与決定通知書	8 0
4 6	法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料	確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書	8 1
		建設労災補償共済制度加入証明書	8 2
		(一社) 全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書	8 3
		労働災害補償証券	8 4
4 9	防災協定の締結を確認する資料	団体保険制度加入証	8 5
		防災協定に関する証明書	8 6
5 2	監査の受審状況を確認する資料	監査報告書	8 7
		会計参与報告書	8 8
		経理処理の適正を確認した旨の書類	8 9
		経理処理の適正を確認する際の確認項目 (経審申請時は添付不要)	9 0 ～ 9 4
		注記表	9 5
5 6	建設機械の所有を確認する資料	売買契約書	9 6
		リース契約書	9 7
		特定自主検査記録表	9 8
		特定自主検査実施時期証明書	9 9
6 1	技術者数を確認する資料	※ 詳細が分かり次第、青森県建設業ポータルサイトでお知らせします。	
6 2	技能レベル向上者数を確認する資料		
	技能者数を確認する資料		
	控除対象者を確認する資料		
8 2	技術職員名簿に関して、登録基幹技能者を確認する書類	登録基幹技能者講習修了証	1 0 0
	技術職員名簿に関して、レベル3・4技能者を確認する書類	レベル判定結果通知書	1 0 1
	技術職員名簿に関して、技術者のCPD単位取得数を確認する資料	※ 詳細が分かり次第、青森県建設業ポータルサイトでお知らせします。	

項目18 営業利益を確認する書類

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
(用紙A 4)

損 益 計 算 書
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名) _____

I 売 上 高	(千円)
完成工事高	-----
兼業事業売上高	-----
II 売 上 原 価	-----
完成工事原価	-----
兼業事業売上原価	-----
売上総利益（売上総損失）	-----
完成工事総利益（完成工事総損失）	-----
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	-----
III 販売費及び一般管理費	-----
役員報酬	-----
従業員給料手当	-----
退職金	-----
法定福利費	-----
福利厚生費	-----
修繕維持費	-----
事務用品費	-----
通信交通費	-----
動力用水光熱費	-----
調査研究費	-----
広告宣伝費	-----
貸倒引当金繰入額	-----
貸倒損失	-----
交際費	-----
寄付金	-----
地代家賃	-----
減価償却費	-----
開発費償却	-----
租税公課	-----
保険料	-----
雜 費	-----
営業利益（営業損失）	-----

項目18 「営業利益」欄へ

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所				フリオナ 氏 名	②	事務所 所在地
事業所 所在地				電 話 番 号 (自宅 事業所)	③	依 稅 税 理 士 等 名 (名前)
業種名	屋 号		加 入 團 体 名		電 話 番 号	

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 □□月 □□日 至 □□月 □□日)

整理番号

科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
売上(収入)金額 (収入を含む)	①	消耗品費	⑦	貸倒引当金	④
期首商品(製品) 棚卸高	②	減価償却費	⑧	繰戻 金額等	⑤
売上 原価	仕入金額 (販賣額)	福利厚生費	⑨	引 当 金	⑥
小計 ②+③	④	給料賞金	⑩	計	⑪
期末商品(製品) 棚卸高	⑤	外注工賃	⑪	専従者給与	⑫
差引原価 ④-⑤	⑥	利子割引料	⑫	貸倒引当金	⑬
差引金額 (①-⑥)	⑦	地代家賃	⑬	被 借 金 額 等	⑭
租税公課	⑧	貸倒金	⑭	計	⑮
荷造運賃	⑨		⑯	青色申告特別控除前の所得金額 (⑪+⑫-⑬)	⑯
水道光熱費	⑩		⑯	青色申告特別控除額	⑰
旅費交通費	⑪		⑯	所得金額 (⑯-⑰)	⑱
通信費	⑫		⑯	●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。	
広告宣伝費	⑬		⑯	●下の欄には、書かないでください。	
接待交際費	⑭		⑯	①	
損害保険料	⑮		⑯	②	
修繕費	⑯		⑯	③	
		差引金額 (⑦-⑯)	⑯	④	
			⑯	⑤	
			⑯	⑥	
			⑯	⑦	
			⑯	⑧	
			⑯	⑨	
			⑯	⑩	
			⑯	⑪	
			⑯	⑫	
			⑯	⑬	
			⑯	⑭	
			⑯	⑮	
			⑯	⑯	

貸 借 対 照 表 (資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

製造原価の計算

(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

科 目	金 額
原 材 料	円
期首原材料棚卸高	①
原 材 料 仕 入 高	②
小 計 (①+②)	③
期末原材料棚卸高	④
差引原材料費 (③-④)	⑤
勞 勵 費	⑥
そ の 他	
外注工賃	⑦
電 力 費	⑧
水道光熱費	⑨
修繕費	⑩
減価償却費	⑪
計	⑫
総製造費 (⑤+⑥+⑪)	⑬
期半製品・仕掛品棚卸高	⑭
小 計 (⑬+⑭)	⑮
期末半製品・仕掛品棚卸高	⑯
製品製造原価 (⑮-⑯)	⑰

● 令和二年分以降用

● 65万円未満は53万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

(注)

(注) 「元入金」は、「期前の資産の総額」から「期前の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) ⑩欄の金額は、1ページの「帳簿計算表」の⑩欄に記入してください。

令和〇〇年分収支内訳書(一般用)

(あなたの本年分の事業所の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用
(令和二年分以降用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日

(自 □□月□□日 至 □□月□□日)

整理番号 □□□□□□□□

科 目	金 额 (円)	科 目	金 额 (円)
売上(収入)金額	①	旅費交通費	⑦
入家事消費	②	通信費	⑧
金額	③	広告宣伝費	⑨
その他の収入	④	接待交際費	⑩
計 (①+②+③)	⑤	損害保険料	⑪
売上原価	⑥	修繕費	⑫
仕入金額(製品・部品)	⑥	消耗品費	⑬
小 計(⑤+⑥)	⑦	福利厚生費	⑭
期末商品(製品)	⑧	⑯	⑯
差引原価(⑦-⑧)	⑨	⑯	⑯
差引金額(④-⑨)	⑩	⑯	⑯
給 料 賃 金	⑪	⑯	⑯
外 注 工 賃	⑫	⑯	⑯
減 価 損 却 費	⑬	⑯	⑯
貸 倒 金	⑭	⑯	⑯
地 代 家 賃	⑮	⑯	⑯
利 子 利 引 料	⑯	⑯	⑯
そ の 他 の 費 用	⑰	⑯	⑯
水道光熱費	⑱	⑯	⑯

住 所	フリガナ 氏 名	⑬	事務所 所在地
事業所所在地	電 話 番 号 (自宅) (事業所)	⑭	依頼 税理士等 氏 名 (名称)
業種名	届 入 団体名	⑮	電 話 番 号

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事 月数	給 料 賃 金 手	合 计	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
(歳)	月	円	円	円
(歳)	月	円	円	円
(歳)	月	円	円	円
その他(人分)	月	円	円	円
計	延べ 従事 月数	⑯	⑯	⑯

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬 額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
	円	円	円
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続柄	従事 月数	【税務署整理欄】
(歳)	月	月	月
(歳)	月	月	月
(歳)	月	月	月
(歳)	月	月	月
延べ従事月数	□□	□□	□□

- 1 -

項番 18 法人の減価償却実施額を確認する書類

別表十六(一)
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
御注意	資産区分	種類	1			
1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きま	構造	2				
2 (2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。	細目	3				
	取得年月日	4	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5				
	耐用年数	6	年	年	年	年
	取得価額又は製作価額	7	外円	外円	外円	外円
	圧縮記帳による積立金計上額	8				
	差引取 得価額 (7)-(8)	9				
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の中取崩額	12				
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14				
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
	合計 (13)+(14)+(15)	16				
	平成19年3月以前取得分の普通償却限度額等	残存価額	17			
	差引取 得価額 × 5 % (9) × $\frac{1}{100}$	18				
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-17	19				
	旧定額法の償却率	20				
	算出償却額 (16)-(18)の場合	21	円	円	円	円
	増加償却額 (21)×割増率	22	()	()	()	()
	計 (16)+(22)=(16)-(18)	23				
	平成19年4月以後新規分	算出償却額 (18)-(1-18) × $\frac{1}{60}$	24			
	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25				
	定額法の償却率	26				
	算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円
	増加償却額 (27)×割増率	28	()	()	()	()
	計 (27)+(28)	29				
	当期分の普通償却限度額等	30				
	特(社)債権引当額 租税特別措置法適用 資本準備金 特(社)債権 又は預金	31	条項	条項	条項	条項
	特別償却限度額	32	外円	外円	外円	外円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33				
	合計 (30)+(31)+(32)	34				
(1)	当期償却額	35				
三期间の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きま	償却不足額 (34)-(35)	36				
	償却超過額 (35)-(34)	37				
	前期からの繰越額	38	外	外	外	外
	当認償却不足によるもの	39				
	合計額 (千円単位。千円未満切捨)	40	千円	千円	千円	千円
	登場に繰り越すべき特別償却不足額 (36)-(33)と(32)+(33)のうち少ない金額	41				
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 (36)-(33)と(32)+(33)のうち少ない金額	42				
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	43				
	翌期への内の 当期分不足額	44				
	過格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (36)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	45				
	備考	46				
		47				

項番18 法人の減価償却実施額を確認する書類

別表十六(二)

令一一四一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
御 注意	資 構 造					
	産 細 目					
1	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・
2	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5				
3	耐 用 年 数	6	年	年	年	年
4	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円 外	円 外	円 外
5	压 縮 記 載 に よ る 積 立 金 額	8				
6	差 引 取 得 価 額	9				
7	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10				
8	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11				
9	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12				
10	差 引 帳 簿 記 載 金 額	13	外△	外△	外△	外△
11	損 金 に 計 上 し た 当 期 債 却 額	14				
12	前 期 か ら 繰 り 越 し た 当 期 債 却 額	15	外	外	外	外
13	計 合	16				
14	(13 + 14 + 15)					
15	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 債 却 不 足 額	17				
16	特 別 債 却 領 の 基 礎 と な る 金 額	18				
17	差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	19				
18	旧定率法の償却率	20				
19	当 期 分 の 普 通 債 却 額	21	円	円	円	円
20	(19 > 19) × (18 × 20%)	22	() () () () () ()			
21	合 計	23				
22	(19 - 21) × ((18 - 19) × $\frac{5}{100}$)	24				
23	算 出 債 却 額 の 時 期	25				
24	平 定 率 法 の 債 却 率	25				
25	調 整 前 債 却 額	26	円	円	円	円
26	保 証 率	27				
27	債 却 保 証 額	28	円	円	円	円
28	改 定 取 得 価 額	29				
29	改 定 債 却 率	30				
30	改 定 債 却 額	31	円	円	円	円
31	改 定 債 却 額	32	() () () () () ()			
32	合 計	33				
33	当 期 分 の 普 通 債 却 限 度 額 等	34				
34	当 期 分 の 債 却 額	35	条 項 () () () () () ()			
35	特 别 債 却 限 度 額	36	外 円 外 円 外 円 外			
36	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 債 却 不 足 額	37				
37	合 計	38				
38	24 + 29 + 37					
39	当 期 債 却 額					
40	債 却 不 足 額	41				
41	債 却 超 過 額	42	外 外 外 外			
42	前 期 か ら の 練 越 額	43				
43	當 認 債 却 不 足 によ る も の					
合計額 (千円単位。千円未満切捨) を項番18「減価償却実施額欄」へ						
44	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((40)-(41)と(38)+(47))のうち少ない金額)	46				
45	当 期 お い て 切 り 繰 る 特 別 債 却 不 足 額 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 債 却 不 足 額	47				
46	差 引 要 期 へ の 練 越 額 (40)-(47)	48				
47	翌 期 額 の 内 の 内 の 練 越	49				
48	当 期 分 不 足 額	50				
49	適格組織再編成により引き継ぐべき 合 併 等 特 別 債 却 不 足 額 ((40)-(43)と(56)のうち少ない金額)	51				
50	備考					

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の適用を受けるもの、(2)当期の中途中で事業の用に供した資産又は資本的支出の(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受けた場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

3 「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

別表十六(四) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

項目番号 18 減価償却実施額を確認する書類

① 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

御注意 措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。	資産区分	種 構 細 契 約 年 月 日	事業年度 又は連結 事業年度	.		法人名 ()	
				.	.		
		賃貸の用又は事業の用に供した年月	5				
	償却額計算の基礎となる金額	10		外	円外	円外	円外
	旧国外リース期間定額法による積立金計上額	7					
	差引取得価額 (6) - (7)	8					
	見積残存価額	9					
	旧リース期間定額法による積立金計上額	11
	旧リース期間定額法による取扱額	12	外	円外	円外	円外	円外
	上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13					
	差引取得価額 (12) - (13)	14					
	残価保証額	15					
	償却額計算の基礎となる金額 (14) - (15)	16					
	リース期間定額法による取扱額	17	外	外	外	外	外
	残価保証額	18					
	償却額計算の基礎となる金額 (17) - (18)	19					
	帳簿記載金額	20					
	期末現在の帳簿記載金額	21					
	積立金の中取崩額	22					
	差引帳簿記載金額 (20) - (21) - (22)	23	外△	外△	外△	外△	外△
	リース期間又は改定リース期間の月数	24	()月	()月	()月	()月	()月
	当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	25					
	当期分の普通償却限度額 (25) ((10)、(16)又は(19)) × (24)	26		円	円	円	円
	新規特別措置法適用条項	27	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
	特別償却限度額	28	外 円外	外 円外	外 円外	外 円外	外 円外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29					
	合計 (26) + (28) + (29)	30					
	当期償却額	31					
	償却不足額 (30) - (31)	32					
	償却超過額 (31) - (30)	33					
	前期からの繰越額	34	外	外	外	外	外
	当認定期容額	35					
	積立金取崩しによるもの	36					
	差引合計翌期への繰越額 (33) + (34) - (35) - (36)	37					
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((32) - (35))と((28) + (29))のうち少ない金額)	38					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39					
	差引翌期への繰越額 (38) - (39)	40					
	翌繰り越定期の当期分不足額	41					
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((32) - (35))と(28)のうち少ない金額)	43					
	備考						

項目18 減価償却実施額を確認する書類

別表十六(六)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(1) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	1					
支出した年月	2					
支出した金額	3	円	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる 償却期間の月数	5					
当期分の償却限度額 $(3) \times \frac{(5)}{(4)}$	6	円	円	円	円	円
当期償却額	7					
差 引 償 却 超 過 額	8 (6) - (7)					
	9 (7) - (6)					
前期からの繰越額	10	外	外	外	外	外
同上のうち当期損金認容額 (8)と(10)のうち少ない金額	11					
翌期への繰越額 (9) + (10) - (11)	12					

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	13					
支出した金額	14	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	15	外	外	外	外	外
当期償却額	16					
期末現在の帳簿価額	17					

項番 18 減価償却実施額を確認する書類

別表十六(七) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	.	.	法人名	()
資	種類	1				
産	構造	2				
区	細目	3				
分	事業の用に供した年月	4				
取	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円
得	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6				
価	差引改定取得価額 (5)-(6)	7				
資	種類	1				
産	構造	2				
区	細目	3				
分	事業の用に供した年月	4				
取	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円
得	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6				
価	差引改定取得価額 (5)-(6)	7				
資	種類	1				
産	構造	2				
区	細目	3				
分	事業の用に供した年月	4				
取	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円
得	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6				
価	差引改定取得価額 (5)-(6)	7				
資	種類	1				
産	構造	2				
区	細目	3				
分	事業の用に供した年月	4				
取	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円
得	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6				
価	差引改定取得価額 (5)-(6)	7				
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 円						8
(7)の計						

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措置法第67条の5又は令和2年改正前の措置法第68条の300万円（当期が1年に満たない場合には300万円を12で除して2）

項番 18 減価償却実施額を確認する書類

別表十六(八) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 一括償却資産の損金算入に関する明細書

	事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名 ()			
事 業 の 用 に 供 し た 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	1	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	(当期分)
同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取 得 価 額 の 合 計 額	2	円	円	円	円	円	円
当 期 の 月 数 (事業の用に供した事業年度の中間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は、当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	月
当 期 分 の 損 金 算 入 限 度 額 $(2) \times \frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円	円
当 期 損 金 經 理 額	5						
差 損 金 算 入 不 足 額 $(4) - (5)$	6						
引 損 金 算 入 限 度 超 過 額 $(5) - (4)$	7						
損 金 算 入 限 度 超 過 額 前 期 か ら の 繰 越 額	8						
同 上 の う ち 当 期 損 金 認 容 額 (6) と (8) の う ち 少 ない 金 額)	9						
翌 期 へ の 繰 越 額 $(7) + (8) - (9)$	10						

項番32 消費税の納税を確認する書類
消費税確定申告書の控え

この用紙はとじこまないでください。

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 <i>受印</i>	税務署長殿
納税地 (電話番号 - - -)	
(フリガナ) 名 称 又は屋号	
個人番号 又は法人番号	<small>↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	印

自 平成 □□年□□月□□日
至 令和 □□年□□月□□日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。)

この申告書による消費税の税額の計算	
課 税 標 準 額 ①	十 九 千 百 十 九 千 百 十 万 千 百 十 一 円 0 0 0 0 0 3
消 費 税 額 ②	0 0 6
控除過大調整税額 ③	0 0 7
控除対象仕入税額 ④	0 0 8
返還等対価に係る税額 ⑤	0 0 9
税 貸倒れに係る税額 ⑥	0 0 10
控除税額小計 ⑦ (④+⑤+⑥)	0 0 11
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)	0 0 13
差引税額 ⑨ (②+③-⑦)	0 0 15
中間納付税額 ⑩	0 0 16
納付税額 (⑨-⑩)	0 0 17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	0 0 18
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額 ⑭	0 0 20
課税売上課税資産の譲渡割合 等の対価の額 ⑮	0 0 21
課税資産の譲渡割合 等の対価の額 ⑯	0 0 22
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる消費額 ⑰	0 0 51
控除不足還付税額 ⑯	0 0 52
差引税額 ⑱	0 0 53
譲渡割額 納付税額 ⑲	0 0 54
中間納付譲渡割額 ⑳	0 0 55
納付譲渡割額 (⑳-⑲)	0 0 56
中間納付還付譲渡割額 (⑲-⑳)	0 0 57
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額 ⑲	0 0 58
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ⑯	0 0 60

⑯=(⑪+⑫)-(⑬+⑭+⑮+⑯)・修正申告の場合⑯=⑭+⑯
⑯が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※	一連番号	翌年以降 送付不要
所管 税務署 処理欄	要否 整理番号	□□□□□□
申告年月日	令和 □□年□□月□□日	
申告区分	指導等	府指定 局指定
通信日付印	確認印	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()
年 月 日	確認書類	身元確認
指導年 月 日	相談	区分1 区分2 区分3
令和		

中間申告 自 平成 □□年□□月□□日
の場合
対象期間 至 令和 □□年□□月□□日

第一表
令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

付記	割賦基準の適用	○ 有 ○ 無 31
事項	延滞基準等の適用	○ 有 ○ 無 32
参考	工事進行基準の適用	○ 有 ○ 無 33
事項	現金主義会計の適用	○ 有 ○ 無 34
参考	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○ 有 ○ 無 35
事項	控除計算税額方の法	個別対応式 一括比例配分方式 41 上記以外 全額控除
項目	基準期間の課税売上高	千円
還す 付ける を金 受 融 け 機 よ う と 等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金 口座番号	
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-
	郵便局名等	
※税務署整理欄		

税理士 署名押印	印
(電話番号 - - -)	
税理士法 第30条の書面提出有	
税理士法 第33条の2の書面提出有	

項目32 消費税の納税を確認する書類
納税証明書（その1）

納 税 証 明 書 (その1・納税額等証明用)				
住所(所在地)				
氏名(名称)				
税目	納付すべき税額		納付済額	未納税額
年度及び区分	申告額	更正・決定後の額	法定納期限等	
	円	円	円	円
(備考) <input checked="" type="radio"/> 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。				
管(証明)第 号				
上記のとおり、相違ないことを証明します。				
平成 年 月 日				
税務署長				
財務事務官 印				

項番 4 1 雇用保険加入を確認する書類
雇用保険被保険者資格喪失届の写し

様式第4号(第7条関係)(第1面)

雇用保険被保険者資格喪失届										標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)											
帳票種別 15103			1. 被保険者番号			2. 事業所番号			3. 資格取得年月日			(この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようご注意ください。)									
4. 離職年月日(元号 4 平成 5 令和) 5. 喪失原因			6. 離職票交付希望 7. 1週間の所定労働時間 8. 補充採用予定の有無																		
元号	年	月	日	<input type="checkbox"/> (1) 離職以外の理由	<input type="checkbox"/> (2) 3以外の離職	<input type="checkbox"/> (3) 事業主の都合による離職	<input type="checkbox"/> (1) 有	<input type="checkbox"/> (2) 無	<input type="checkbox"/> 時間	<input type="checkbox"/> 分	<input type="checkbox"/> (1) 有	<input type="checkbox"/> 空白	<input type="checkbox"/> (2) 無								
9. 新氏名 フリガナ(カタカナ)																					
10. 個人番号			※安定公表記載欄			11. 喪失時被保険者種類			12. 国籍・地域コード			13. 在留資格コード									
						<input type="checkbox"/> (3) 季節			<input type="checkbox"/> (18欄に対応) (3欄に対応) するコード			<input type="checkbox"/> (19欄に対応) (4欄に対応) するコード									
被保険者氏名			性別 生年月日			取得時被保険者種類			転勤年月日			管轄安定所番号			雇用形態						
資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間						事業所名略称															
被保険者の住所又は居所																					
被保険者でなくなったことの原因及び被保険者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日																					
雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。													令和 年 月 日								
													記名押印又は署名 印								
													公共職業安定所長 殿								
新規	次長	課長	係長	係	操作者	社会保険 労務士 記載欄			作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示			氏名			電話番号						

個人番号(マイナンバー)はが記入されている場合、黒塗り(原本に付箋紙を貼ってコピー等)した状態で提出持参してください

項目 4.1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険（雇用保険）概算・確定保険料 納付書・領収証書

領 収 済 通 知 書														
					労働保険	国庫金								
					(記入例) ￥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	※数字は記入例。ごときって他のホールドで方を入れて移からぬござない方に記入して下さい。								
※取扱店名 30841 ○○労働局					※取扱店番号 XXXXXXXX	※取扱店定義 CDD	※保険料収入及び一般拠出金収入	※労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 年度						
労働保険番号	都道府県	所管管轄	基幹番号	核番号	※CD	※証券受領	翌年度 5月1日以降 現年度歳入組入							
					現①	全部								
※会計年度(元号:令和は9) 治政年度(元号:平成は7、令和は9) 治収納年月日(元号:令和は9)					元号	年号	月	日	元号	年号	月	日		
					元号	年号	月	日	元号	年号	月	日		
※納付区分 1.令和 2.平成					※納付額	※納付額	※納付額	※納付額	※納付額	※納付額	※納付額	※納付額		
(住所) 〒					現⑤	現⑥	現⑦	現⑧	現⑨	現⑩	現⑪	現⑫		
(氏名)										殿				
納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署										内訳				
										労働保険料	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 増減			
										一 般 拠 出 金	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 増減			
										納付額(合計額)	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 増減			
あて先 〒 XXX-XXXX										上記の合計額を領収しました。				
										領 収 日 付 印				
										労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)				

項目4 1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の保険料納入通知書（計算書）

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書

(事業主用)

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

委託事業主の 住所 _____

氏名 _____ 殿 _____

金						万	千	百	十	円
---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

上記金額を労働保険料第 期分及び一般拠出金として 年 月 日までに当事務組合に納入してください。

年 月 日

労働保険 の 所在地
事務組合 _____
名称 _____

算定方法

年度確定			年度概算						
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額		料率	確定保険料		
労災	※ 千円		円	労災	※ 千円		円		
特別 加入		1,000		特別 加入		1,000			
雇用		1,000		雇用		1,000			
合計			①	合計			⑥		
申告済概算保険料			②	期別納付額	区分	概算保険料額	各期納付額		
差 引 額	充当額		③(② - ①)		全期 第1期	⑦(⑥ ÷ 3) 円	⑧(⑦-③又は⑦+⑤) 円		
	還付額		④(②-①又は②-①-③)		第2期	⑨(⑥ ÷ 3)	⑩		
	不足額		⑤(①-②)		第3期	⑪(⑥ ÷ 3)	⑫		

賃金総額		料率	一般拠出金額
一般 拠出金	※ 千円		円

(注) ※については、労災保険に係る賃金総額の同額を記入下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入してください。

項目4 1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の保険料領収書

組様式第8号 労働保険料領収書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	技番号

住 所 _____
 委託事業主の 氏 名 殿

金	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

内訳	種 别	受 領 金 額	摘 要
	概算保険料 全・1・2・3	円	
	確定保険料		
	追徴金		
	延滞金		
	計		

領収年月日 平成 年 月 日

労働保険事務組合の

名 称

所在地

記名押印又は署名

No

代表者

㊞

(13.2)

項目4.1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の保険料領収書

組織様式第16号
労働保険料等領収書

下記金額を領取いたしました。

平成 年 月 日

取扱金 融機関		
預金種目 口座番号	振替日	
契約者 番号		

内訳		種別	区分	米尾コード	金額
労	雇用事業	0(1)			
働		2(3)			
保	二元雇用事業	4			
料		5			
		6(7)			
子	備 標				
領	收 額 計				

労働保険事務組合

TEL

項目 4-2 健康保険加入を確認する資料

項目 4-3 厚生年金保険加入を確認する資料

社会保険料納入告知書 納付書・領收証書（現金納付）

(同左)

納付書・領收証書			
事業所登録号	支拂い番号	支拂い名	厚生年金保険
京都市東山區御器所 京都市役所前	99999999	N N N N N N N N N N N N	
納付日 平成29年2月9日	0312	6118	
納付額 支拂いの印字	厚生年金保険料	支拂い額	被扶養者
平成29年2月9日 おのこの印字はござ いません	ZZZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZZZ	平成年金保険料 支拂い額
事業所登録号 事業所番号	99999	支拂い額	厚生年金保険 支拂い額
納付銀行	□	金額	支拂い額
支拂い額 合計	金額	支拂い額	被扶養者 合計
納付書 日本銀行、大通、大阪、島袋、島代西、新堀川、新堀川 OO社会保険事務局又はOO社会保険事務所 請負人印			
請負人印			
(領收書)			

(付書面)

あなたがこの納付の登録に不満があるときは原貯金及び厚生年金が会員登録に係るものは、社会保険事務会（東京都千代田区霞が関
1-2-2）に提出して、支拂い当期出されたものは社会保険事務会（東京都千代田区霞が関1-2-2）に提出して、この
部分を受けた日の翌日から起算して60日内に、審査請求をすることができます。

平成29年5月1日以降現年齋入組入

(第三片)

- 項目42 健康保険加入を確認する資料
 項目43 厚生年金保険加入を確認する資料
 社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振込）

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）までに振替されるようお願いします。

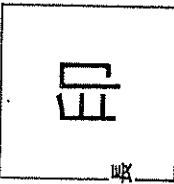
下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	99XXXXXX	事業所番号	999999
納付月	××Z9年Z9月	納付期限	××Z9年Z9月Z9日
健康勘定		年金勘定	業務勘定
健康保険料		厚生年金保険料	児童手当拠出金
ZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZ9
合 計	¥XXXX,XXX,XXX,XXX	¥XXX,XXX,XXX,XXX	¥XXX,XXX,XXX,XXX
	円	円	円

事業所整理記号	99XXXXXX	事業所番号	999999
納付月	××Z9年Z9月	納付期限	××Z9年Z9月Z9日
健康勘定		年金勘定	業務勘定
健康保険料		厚生年金保険料	児童手当拠出金
ZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZ9
合 計	¥XXXX,XXX,XXX,XXX	¥XXX,XXX,XXX,XXX	¥XXX,XXX,XXX,XXX
	円	円	円

××Z9年Z9月Z9日

歳入徵収官
 ○○社会保険事務所長又は
 ○○社会保険事務局○○事務所長



あなたがこの納入の告知に不服があるときは、健康保険料及び厚生年金保険料に関するものは、社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して、児童手当拠出金に係るものは社会保険庁（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、審査請求をすることができます。

- 項目 4 2 健康保険加入を確認する資料
 項目 4 3 厚生年金保険加入を確認する資料
 社会保険標準報酬決定通知書

様

平成29年1月から、賞与支払届、月額変更届、月額算定基礎届に対する通知書のレイアウトが変わりました。

通知書は、処理が完了した方の分から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号

事業所番号

被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
4						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
15						
19						
20						
21						
22						
23						
25						

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種：男性 第二種：女性 第三種：坑内員 特例第一種：男性（基金加入） 特例第二種：女性（基金加入）
 特例第三種：坑内員（基金加入）

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長

（青森年金事務所）

印

「建設業退職金共済事業加入・履行証明願」記入方法

- ①、② 共済契約者証を見て記入してください。
- ③～⑦ 共済証紙受払簿のそれぞれの欄を見て記入してください。
- ⑧ 大手契約者のみ記入してください。
- ⑨ 決算日及び決算期間を記入してください。
- ⑩ 1. 土木工事 → 土木工事一式
とび・土工・コンクリート工事
舗装工事
しゅんせつ工事
さく井工事
2. 建築・その他 → 建築工事一式他、上記土木工事の工種以外
3. 下請工事は $\begin{cases} \text{土木工事} \dots \dots \dots & \text{上記に同じ} \\ \text{建築・その他} \dots \dots & \text{上記に同じ} \\ \text{※下請け工事は民間工事の欄に加算} \end{cases}$
4. 税抜きで記入
 - 法人 $\begin{cases} \text{様式3号 (税抜きの場合は3号のみ)} \\ \text{様式16号 (様式3号が税込みで記入されている場合、確認のため添付)} \end{cases}$
 - 個人 $\begin{cases} \text{様式3号 (税抜きの場合は3号のみ)} \\ \text{様式19号 (様式3号が税込みで記入されている場合、確認のため添付)} \end{cases}$

項目4 4 建設業退職金共済制度の加入を確認する資料
建設業退職金共済事業加入・履行証明願

経営事項審査申請用

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

独立行政法人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 青 森 県 支 部 長 殿

住 所

申 請 者 名 称 ⑪
(共済契約者) 代 表 者

電話番号

①共済契約成立年月日 昭和 年 月 日 平成	⑧事務受託者番号
②共済契約者番号 —	⑨決算日及び決算期間 令和 年 月 日～平成 年 月 日 平成 年 月 日
③直前決算日における 被共済者数 人	⑩工事施工高 (土木) (建築・その他) 公共工事 千円 千円 民間工事 千円 千円 合計 千円
④直前決算日における直近1か年間の 手帳更新数 冊	
⑤直前決算日における直近1か年間の 証紙購入額 円	
⑥直前決算日における直近1か年間の 元請から現物で交付を受けた証紙の金額 円	⑪その他
⑦直前決算日における直近1か年間の 下請へ現物で交付した証紙の金額 円	

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号
令和 年 月 日

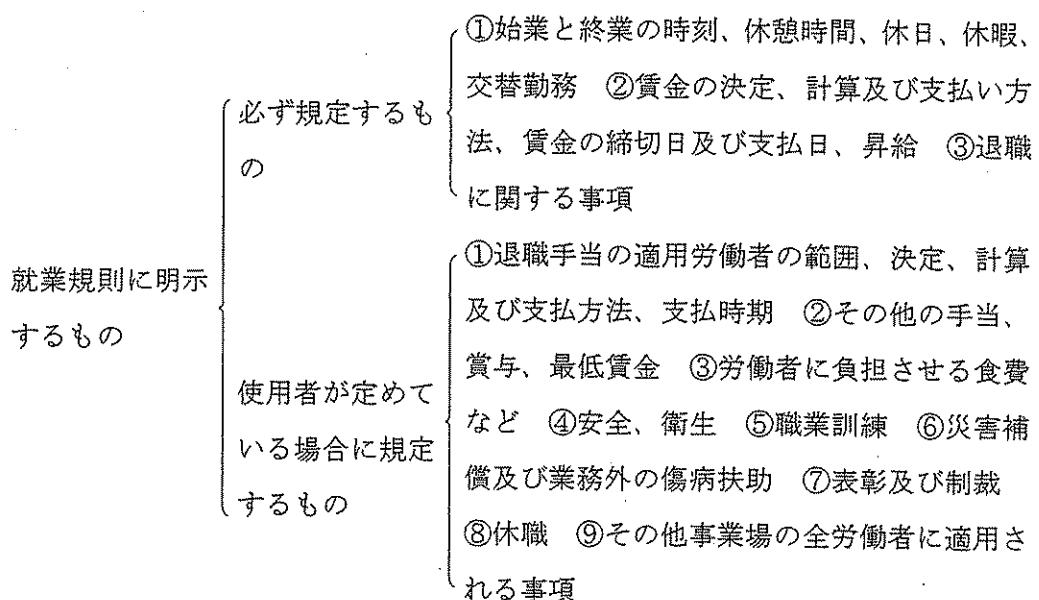
独立行政法人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 青 森 県 支 部

支部長 ⑪

項目4 5 関係 就業規則（作成留意事項）

（就業規則についての留意事項）

1. 就業規則により労働条件を明示するのは次のとおりです。



2. P.58、59の届出書様式により正本1部、写し1部を届出ください。労働者代表の意見書は必ず必要です。

項目45 退職一時金制度の導入を確認する資料
または企業年金制度の導入を確認する資料
就業規則（変更）届

就業規則（変更）届

年 月 日

労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定・変更いたしましたので、
意見書を添えて提出します。

主な変更事項

条文	改 正 前	改 正 後

労働保険番号	都道府県	所轄	管轄	基幹番号				枝番号		被一括事業番号		
事業場名	ふりがな											
所在地	TEL											
使用者職氏名	㊞											
業種・労働者数					企業全体				人			
					事業場のみ				人			

前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入。

項目 4.5 退職一時金制度の導入を確認する資料
または企業年金制度の導入を確認する資料
意見書

意 見 書

年 月 日

殿

年 月 日付をもって意見を求められた就業規則案
について、下記のとおり意見を提出します。

記

労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
労働者の過半数を代表する者の選出方法（

職名
氏名

(印)

作成事例

退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項が必要である。

[説明]

退職手当は、法律上必ず支払わなければならないものではありませんが、これを支払う場合には、退職手当の受給権の内容が確定されるように明確に定めておく必要があります。

① 適用される労働者の範囲

退職手当制度の適用対象とする労働者の範囲を限定する場合には、その範囲を明確に定めておく必要があります。

② 退職手当の決定、計算及び支払の方法

勤続年数、退職事由等の退職手当額決定の要素や、退職手当額の算定方法、一時金で支払うか年金で支払うか又は選択が可能であるか等の支払の方法等を定めておく必要があります。

また、懲戒解雇等に係る退職者について退職手当を不支給ないし減額する場合には、このような給付制限も退職手当の決定・計算の方法ですので就業規則に記載する必要があります。

③ 退職手当の支払の時期

退職手当の支払日について、少なくともいつまでには支払うのかを明らかにしておく必要があります。

規定例（退職手当）

第〇条 退職手当は、勤続期間1年以上で退職又は死亡したとき支給する。

第〇条 1 退職手当は、退職時の基礎賃金に、勤続年数に応じ別表〈略〉の支給率を乗じて、計算した金額とする。

2 従業員が、事業の都合によって退職した場合には、前項の額に1.2を乗じて計算した金額とする。

第〇条 1 退職手当は、支給事由の生じたときから1ヶ月以内に、通貨で直接本人に支給するものとする。

2 本人の書面による申出がなされた場合には、前項の規定にかかわらず、本人の指定する預貯金口座に全額振込むことにより、又は銀行振出小切手、銀行支払保証小切手、郵便為替により支払うことができる。

第〇条 懲戒解雇の場合には、原則として退職手当を支給しない。ただし、諭旨解雇の場合、情状によっては減額の上支給することがある。

項目45 退職一時金制度の導入を確認する資料
または企業年金制度の導入を確認する資料
中小企業退職金共済事業本部 加入証明書

加入証明書

共済契約者名

現住所

共済契約者番号

契約成立年月日

上記の者は中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約者であることを証明します。

令和 年 月 日

発行者

東京都豊島区東池袋1丁目24番1号

独立行政法人

労働者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部長



項目45 退職一時金制度の導入を確認する資料
または企業年金制度の導入を確認する資料
特定退職金共済制度退職金共済証

特定退職金共済制度		退職金共済証	
共済契約者名	アモリカムカミカミキ"ヨガダ"ン	被共済者氏名	殿
被共済者番号		加入日	年 月 日
			加入回数
			掛金月額
			円

本制度に加入了した証として本証を交付いたします。

特定退職金共済団体 団体番号 511820 青森県青森市本町2-17
青森会館内 青森県中小企業団体中央会

作成日

年 月 日

項目45 退職一時金制度の導入を確認する資料
または企業年金制度の導入を確認する資料
厚生年金基金発行の標準給与決定通知書

基金一事業所

厚生年金基金 加入員報酬標準給与決定通知書

①届出種別	使用区分	頁	訂正	取消	厚生年金基金番号	基	印	事業所番号
609								
事業所								
整理記号	※							
②被保険者の氏名	③生年月日	④従前の標準報酬額	⑤前月の標準報酬額	⑥前月の標準報酬額	⑦前月の標準報酬額	⑧前月の標準報酬額	⑨前月の標準報酬額	⑩前月の標準報酬額
②算定期月の報酬支払基礎日数	報酬月額	④現物によるもの額	⑤合計	⑥平均額	⑦修正平均額	⑧修正平均額	⑨修正平均額	⑩修正平均額
⑪加入員番号	CD	印	⑫加算給与	⑬標準報酬額				
社会保険支払基準年月日	氏名	元号生年月日	属性別	被保険の従前	厚年の従前	標準報酬額	標準報酬額	標準報酬額
4月	日	金額	現物によるもの額	合計	統計	適用年月	年月	年月
5月	日	金額	現物によるもの額	合計	平均	修正平均	年月	年月
6月	日	金額	現物によるもの額	合計	統計	被保険の決定	厚年の決定	厚年の決定
加入員番号	CD	印	加算給与	標準報酬額				
社会保険支払基準年月日	氏名	元号生年月日	属性別	被保険の従前	厚年の従前	標準報酬額	標準報酬額	標準報酬額
4月	日	金額	現物によるもの額	合計	統計	適用年月	年月	年月
5月	日	金額	現物によるもの額	合計	平均	修正平均	年月	年月
6月	日	金額	現物によるもの額	合計	統計	被保険の決定	厚年の決定	厚年の決定
加入員番号	CD	印	加算給与	標準報酬額				
社会保険支払基準年月日	氏名	元号生年月日	属性別	被保険の従前	厚年の従前	標準報酬額	標準報酬額	標準報酬額
4月	日	金額	現物によるもの額	合計	統計	適用年月	年月	年月
5月	日	金額	現物によるもの額	合計	平均	修正平均	年月	年月
6月	日	金額	現物によるもの額	合計	統計	被保険の決定	厚年の決定	厚年の決定
加入員番号	CD	印	加算給与	標準報酬額				
社会保険支払基準年月日	氏名	元号生年月日	属性別	被保険の従前	厚年の従前	標準報酬額	標準報酬額	標準報酬額
4月	日	金額	現物によるもの額	合計	統計	適用年月	年月	年月
5月	日	金額	現物によるもの額	合計	平均	修正平均	年月	年月
6月	日	金額	現物によるもの額	合計	統計	被保険の決定	厚年の決定	厚年の決定
加入員番号	CD	印	加算給与	標準報酬額				
事業所所在地	〒 -							
事業主名称								
事業主氏名								
電話								
③	() 殿							
提出された加入員報酬標準給与月額 算定基礎額にもとづきうえの通り標準 給与が決定されましたので通知します								
平成 年 月 日 厚生年金基金理事長 印								

項目 45 退職一時金制度の導入を確認する資料
または企業年金制度の導入を確認する資料
確定拠出年金運営管理期間の発行する加入証明書

証明番号第 号

事業所名

殿

加入証明書

貴事業所は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第4条の規定により承認を受けた、確定拠出年金企業型年金実施事業所であることを証明します。

東北厚生局承認日：平成 年 月 日

承認番号：

企業型年金実施日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

確定拠出年金運営管理機関（登録番号68）
登録日：平成 年 月 日

株式会社〇〇銀行
取締役頭取〇〇〇〇

項目46 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
建設労災補償共済制度加入証明書

建設労災補償共済制度
加入証明書
共済契約種類 年間完成工事高契約

この加入証明書は建
設業者が発注官公庁等
に提示するものです。

共済契約者 虎ノ門建設株式会社
代表取締役 虎ノ門一朗 様

共済契約番号

902999999

共済金区分

1,000 万円

補償開始日

平成 14 年 4 月 1 日

契約開始日

平成 14 年 4 月 1 日

契約終了日

平成 15 年 3 月 31 日

補償対象

共同企業体及び海外工事を除く
全工事現場を補償します。

共同企業体を

除く完成工事高

100,000 千円

掛金額

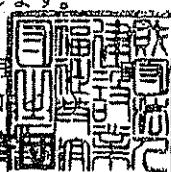
38,000 円

上記のとおり加入していることを証明します。

作成日 平成 14 年 4 月

東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門N)

財団法人 建設業福祉共済



項目46 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
 (一社)全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書

郵便はがき	□ □ □ - □ □																
殿																	
平成 年 月 日 領收 社団法人 全国建設業労災互助会加入証明書兼領収証 No. 062665																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">互助会加入期間</th> <th style="width: 30%;">自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 午前 时 午後 时</th> <th style="width: 10%;">被 保 持 付 對 象 者 名</th> <th style="width: 30%;">直 保 下 保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年間会員費 及び負担金</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">政府労災保険 特別加入者</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分割払の場合 (回払)</td> <td style="text-align: center;">1回目 円 2回以降 円</td> <td style="text-align: center;">政府労災保険 未加入者 (後遺障害)</td> <td style="text-align: center;">人 (直保・下保共) 口数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補 償 内 容</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/>死亡、後遺障害1級~3級まで担保 <input type="checkbox"/>死亡、後遺障害1級~(ア)級まで担保 <input type="checkbox"/>通災保険 </td> </tr> </tbody> </table>		互助会加入期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 午前 时 午後 时	被 保 持 付 對 象 者 名	直 保 下 保	年間会員費 及び負担金	円	政府労災保険 特別加入者	人	分割払の場合 (回払)	1回目 円 2回以降 円	政府労災保険 未加入者 (後遺障害)	人 (直保・下保共) 口数	補 償 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡、後遺障害1級~3級まで担保 <input type="checkbox"/> 死亡、後遺障害1級~(ア)級まで担保 <input type="checkbox"/> 通災保険		
互助会加入期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 午前 时 午後 时	被 保 持 付 對 象 者 名	直 保 下 保														
年間会員費 及び負担金	円	政府労災保険 特別加入者	人														
分割払の場合 (回払)	1回目 円 2回以降 円	政府労災保険 未加入者 (後遺障害)	人 (直保・下保共) 口数														
補 償 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡、後遺障害1級~3級まで担保 <input type="checkbox"/> 死亡、後遺障害1級~(ア)級まで担保 <input type="checkbox"/> 通災保険																
上記金額を全国建設業労災互助会員及び負担金として領収いたしました。互助会 定款及び規約により会員として認め、本証を以て加入証明書といたします。																	
〒101 東京都千代田区神田富山町8番地 アツミビル5階 TEL 03-3256-0506(代表)																	
社団法人 全国建設業労災互助会																	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 印紙 </div> <div style="text-align: center;"> 不要 </div> </div>																	
● 公共機関に対する労災上積み補償制度加入証明書については本証写をご提出下さい。																	

項目 4 6 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
労働災害補償証券

契約者住所		労働災害総合保険	
氏名		被保険者	
ご連絡先		契約種類	
事務所所在地		法定外損傷率	
会社種類		法定外損傷規定の有無	
組合員の登録		使用者登録料	
対象		被保険者区分	
保険料算出の基準		法死	
割増引		定期後付	
特約条項		外補助	
その他証券記載事項		時払	
		備考	
		払込方法	
		払込期日	
保険会社		証券作成年月日 平成 6年 2月 7日 証券作成地 東京	
会社作成年月日 平成 6年 2月 7日		証券番号 53-05304 券面 R30P 14(1)	

○特約事項等に以下の記載があることを確認してください。

- ・業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保している。
- ・死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級を補償（業務起因性疾病は対象外）している。
- ・直接の使用関係にある下請負人の直接使用関係にある職員すべてを対象としている。

項目46 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
団体保険制度加入証

加入会社名	[年] [月] [日] TEL () - []
-------	---------------------------

- 労災保険上の特徴的な制度のうちまし
 - お支払いの対象となる事故
貴社の従業員または現場作業に従事するもその下請会社の従業員が直接、現場または通勤路等により、身体を保つ限り、国の労災保険で死亡、軽傷等または依頼の支給決定がなされた事故が対象となります。
 - 積休内規 ([口あたり)
イ. 基本契約

(2) お支払いの対象	
身体障害	1名につき 5,000万円
財物障害	1台につき 2億円
自己負担額	1台につき 2,000万円
	5万円

* 特殊な規定はありません。XNS中は印字でもはましいです。

積休金の徴収		期間	タイプ	A	B	C
死亡補償金	死	亡	1,000	1,000	700	700
休職障害	1回	1回	1,000	1,000	1,000	1,000
	2		1,000	1,000		
	3		1,000	1,000		
	4		500	500		
	5		500	700		
	6		600	600		
	7		500	500		
	8		50	50		
	9		30	30		
	10		10	10		
	11		12	60		
	12		13	40		
	13		14	20		
	14					

口 休職障害専門

休職補償金		期間	1日につき	1,000円
(休職4日から)				

(3) 領取の対象となる従業員の範囲

- 現場作業に従事する従業員の場合……………女性の直係管理者および下請の企賃従業員
- 現場作業に従事しない従業員の場合……………女性の企賃従業員

(4) お支払いの対象とならない事故

- 従業員の故意、過失、犯罪行為によるその従業員の責任者
- 従業員の革除、解雇、除名、風邪、風土病
- 使用料、賃金、手当、賞与、責任者の旅費
- その従業員の身体障害

(5) お支払いの対象とならない事故

- 火災、風災、水害、地震、雷、風、山洪、風子力、風土病
- 使用料、賃金、手当、賞与、責任者の旅費
- その従業員の身体障害

2. 逸園建設保険三者組合責任保険制度の
あらまし

(1) お支払いの対象となる事故

- 会社またはその下請会社が、工事運行中に第三者の生命・身体を害し、またはその財産に損害を与えたことにより、該当事業主を負担しなければならない事故、および工事運行のために所有・使用・管理する施設の欠陥あるいは管理上の不備が原因で発生した同様の事故が対象となります。
- 加入会社名
- 会社登録番号
- 会社登録日時
- 会社連絡先

火災・海難・陸上災害保険株式会社

平成 年 月 日

加入された会社名	○ 労災保険上の世帯負担制度 (労働災害被保険者)	逸園建設保険第三者組合責任保険制度 (従業員被保険者)
加入の内容	契約書号	契約書号
契約内容	加入口数	加入口数
出金	円	円

項目49 防災協定の締結を確認する資料
防災協定に関する証明書

防災協定に関する証明書
(経営事項審査用)

許可番号
所在地

商号又は名称

代表者

上記の者は平成20年1月31日付けで青森県知事との間で締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づいて、災害応急対策活動等に従事する者であることを証明する。

記

審査基準日 令和 年 月 日 現在

令和 年 月 日

一般社団法人 青森県建設業協会
○○支部長(会長)

※一般社団法人青森県建設業協会の各支部長名(東青支部、西地方支部、中弘支部、南黒支部、北五支部、上北支部、下北支部、三八支部)での発行也可。

項番 5 2 監査の受審状況を確認するための書類 監査証明の例

独立監査人の監査報告書

令和×年×月×日

○ ○株式会社 取締役会御中

○ ○ 監査法人

公認会計士 ○○ ○○ 印

当監査法人は、会社法第436号第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、○○株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

① 無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

② 限定付適正意見の文例

会社は、・・・・・について、・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円過大に、当期純利益は○○百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③ 不適正意見の文例

会社は、・・・・・について、・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円過大に、当期純利益は○○百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

項目番号 52 監査の受審状況を確認するための書類
会計参与報告書の文例

令和×年×月×日

会計参与報告

○○株式会社 会計参与 ○○○○ 印

- 1 私と○○株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共に計算関係書類を作成すること
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社に閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること
- 2 私が○○株式会社の経理担当の取締役の○○○○氏と共同して作成した書類
○○株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。
総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等
総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の収集及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役○○○○氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。
研究開発費の会計処理
有価証券の時価評価の方法

以上

項目番号 5-2 監査の受審状況を確認するための書類

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの第 期事業年度に
における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計
の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の
対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は名称、確認
の対象となる決算期の期間と
期を記入

以下の資格を持つ者が自筆
により記入し、その者が印を
押す。

- ①公認会計士及び税理士
- ②1級登録経理試験に合格
した者

商号又は名称
所属・役職

氏名

以上

項目番号 5 2 経理処理の適正を確認する際の確認項目（経審申請時は添付不要）

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検討する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債券 借入金等の金銭債務 完工工事高、兼業事業売上高 完工工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の分に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価格とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価格とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価格より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>

項目	内容
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したもの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行ってている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

項目	内容
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。

項目	内容
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連續して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会计期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・ 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。

項目	内容
J V	共同施工方式の J V に係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、 J V 全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式の J V に係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、 J V 全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J V を代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

項目55 研究開発の状況を確認するための書類

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

注記表
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- 4 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 「売上高」のうち関係各社に対する部分
 - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 5 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 6 税効果会計
- 7 リースにより使用する固定資産

ここに記載されている金額を、項目53「研究開発の額」欄へ。改正前の様式で財務諸表を作成している場合は、有価証券報告書を提示すること。



（会計監査人を設置している会社に限る。）

（会計監査人を設置している会社に限る。）

（会計監査人を設置している会社に限る。）

（会計監査人を設置している会社に限る。）

（会計監査人を設置している会社に限る。）

（会計監査人を設置している会社に限る。）

（会計監査人を設置している会社に限る。）

（会計監査人を設置している会社に限る。）

項目 5.6 建設機械の所有及びリース台数
売買契約書 見本

建設機械売買契約書

賣主 (以下甲という) と买主 (以下乙という)との間
に下記条項により建設機械の売買契約を締結する。

記

第1条 乙は甲に対し下記建設機械(以下本件機械といふ)を次条以下の約定をもって充実し、甲はこれを買受けた。

製造社名		台数	台
名称及型式			
登録番号			
使用並保管場所			

第2条 本件機械の売買代金は金_____円也、前款手数料金_____円也、消費税_____円也、以上合計額金_____円也と定め、甲はその代金を乙に対し、平成____年____月____日限り現金にて乙に持参又は送金の上支払うものとする。

第3条 本件機械の所有権は甲が前条の売買代金を完済したときに乙より甲に移転するものとし、それまで所有権は乙に留保する。

第4条 甲は本件機械の構造、設置、性能、その他を点検検査して、すべて確証の上引渡すをうけるものとする。上って甲は乙に対し兩種何らの異議苦情を申出ないものとする。

第5条 乙は本件機械引渡後に於ける該機械の被換算の保証については一切その責任を負わないものとする。

第6条 甲は本件機械の売買代金を完済するまで第1条に定める使用並に保管場所において使用するものとする。使用並に保管場所を変更するときは、あらかじめその旨を書面をもって乙に通知し、乙より書面による承認を得なければならぬ。

第7条 甲が本契約に違背したときは、乙は甲に対し何ら通知警告をなくして、直ちに本契約を解除できるものとし、甲は連帯なく本件機械を乙の營業所に持参するものとする。

第8条 本契約に定めない事項については必要な都度甲乙双方の上取決めるものとする。

第9条 本契約上より生ずる一切の訴訟については甲は乙に勝訴した。

本契約を証するため本書二通を作成し各自記名捺印の上各者送を保存する。

平成____年____月____日

甲住所

乙

社名

代表者

連帯保証人: (住所)

(氏名)

(職業)

印

項番 56 建設機械の所有及びリース台数 リース契約書 見本

<u>リース契約書</u>	
契約No. 年 月 日	
借主(甲)	連帯保証人
上記の者は次の通りリース契約を締結し、その証として本書2通を作成し、各自記名(署名)捺印の上、甲、乙が各1通を保有します。	
第1条(リース物件) 乙は、原物の目録(以下表と呼ぶ)、(7)記載の手帳記の売主(以下賣主といふ)から、表(1)記載の手帳記のリース物件(以下本物件といふ)を買付けて甲にリース(貸貸)し、甲は本物件を借り受けます。	
第2条(リース期間) ①リース期間は表(2)記載の通りとします。 ②甲は、本契約の締結日からリース契約が完了するまでの間、本契約を解除することはできません。	
第3条(リース料) 甲は、表(3)記載のリース料を、表(4)記載の支払条件に従い乙に支払います。	
第4条(賃貸リース料) ①甲は、表(5)記載の賃貸リース料を、表(5)記載の支払日に乙に支払います。 ②賃貸リース料は賃料とし、又、表(6)記載のリース料の支払期日が到来した場合、自動的にそのリース料に支拂われるものとします。なお、甲は、前項に定める締合を解き、賃貸リース料の支払いをもってリース料その他の債務の履行を免れることはできません。 ③甲又は連帯保証人が賃貸リース料の一つにでも該当した場合は、乙は、前項の規定に拘らず、且つ、事前の意思表示を要しないで前払リース料をもって任意にリース料その他の料金に対する債務の全部又は一部に充当することができます。	
第5条(本物件の管理) ①本物件の引渡し完了日及び引渡し場所はそれぞれ表(8)及び(9)記載の通りとします。 ②甲は、本物件の権利を受けたときは、手の費用で引渡し完了までに本物件を修理し、瑕疵のないことを確認の上、検査完了日を記載したリース物件登録表を直ちに乙に交付し土す。本物件の引渡は、リース物件登録表の交付をもって検査完了日に完了したものとし、以降乙は、その引渡責任を負いません。 ③甲は、本物件の輸入を受けた時から、前項による引渡を完了するまで、前項の管理者の仕事をもって安全のために本物件を保管します。	
第6条(本物件の瑕疵及び使用、保守管理) ①乙は、本物件にこの取扱説明書を有する旨の標識を貼付することができるものとし、又、甲は乙が要求したときは、乙の所有権標識を貼付します。甲は、リース契約中のこの標識の貼付を保持します。 ②甲は、手の費用のとめに表(10)記載の修理場所にて本物件を専らの管理者の仕事をして、本物件の使用方法に従い使用し、又、本物件の保守管理及び使用に際しては定期点検等及び手公斤の規則、掲示、報酬等を遵守します。 ③甲は、本物件が常に良好な使用状態及び機能を保つよう保守、点検、整備等を行い、又、本物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず、速やかに本物件を修理します。本物件の保守、点検、修理、整備等の費用は全て	

項目5 6 建設機械の所有及びリース台数

特定自主検査記録表 見本

厚生労働省安全衛生部安全課監修

3年間保存

特定自主検査記録表

証明書
発行日 年月日

証明書
発行No.

標準No.

メーカー名	管理番号	使用者住所 氏名又は名称			
型 式	走行距離				
性 能	アワーメーター	機械管理者氏名			
製 造 車体番号	車検有効期間	検査業者登録番号			
検査実施場所	検査業者又は事業者、 住所氏名又は名称				
検査年月日	年 月 日	検査者 氏名			
区分	Na	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 補修 不具合 内審
ブ	1	ブーム	曲がり、ねじれ、打こん、局部約へこみ、溶接部のき裂、 損傷	第1 第2 第3 第4 目視、探査器	

機械によって、様式が異なります。

労働安全衛生法に基づき義務づけられているもので、車検とは異なりますのでご注意下さい。

詳しくは、機械の購入先や（公社）建設荷役車両安全技術協会（建荷協）青森支部

（電話 017-765-5432）へご確認ください。

移動式クレーン検査証

評価対象は「移動式クレーン」のみ「クレーン」（固定式クレーン）は対象外

様式第21号（第59条関係）

（表面）

第一号 移動式クレーン検査証			
製造検査又は使用検査申請者名及び住所			
設置地			
事業の名称	つり上げ荷重が3t以上		
種類及び型式 つり上げ荷重	t		
製造検査又は使用検査の 刻印番号			
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日	都道府県労働局長 印		

（裏面）

日付	記事欄	検査者印
月 年日		

審査基準日が有効期間内に
含まれること

項目 5 6 建設機械の所有及びリース台数
特定自主検査実施時期証明書 見本

※新車で購入時に、購入先より発行されるものです。

特定自主検査実施時期証明書

弊社製建設機械は、弊社の性能基準に基づき完成・出荷検査を実施し、出荷
標章（新車のみ使用できる）を貼付後、貴社へ納入したものであります。
よって労働安全衛生法第45条第2項による特定自主検査は下記期限までに実
施すれば良いことを証明致します。

この機械の第1回検査期間は 年 月です。

特定自主検査は国の定めた資格を有するものでなければ実施できません。
事業内検査の場合を除き、労働大臣、または都道府県労働基準局長に登録済
のコマツの検査業者にご依頼ください。

証明者 印

車両型式	製造番号	御客様名
機械納入年月		御住所

特定自主検査実施経歴書

	実施年月日	標章番号	検査業者名	検査業者登録番号	検査者名
1回	年 月 日				
2回	年 月 日				
3回	年 月 日				
4回	年 月 日				
5回	年 月 日				
6回	年 月 日				

20005帳票 技術職員名簿に関して、登録基幹技能者を確認するための書類

様式第二十五号の八（第十八条の八関係）

(表面)

<p>53.92ミリメートル以上 54.03ミリメートル以下</p>	<p style="text-align: center;">(登録基幹技能者講習の種目)講習修了証</p> <p style="text-align: right;">※ここに基幹技能者の実務を有する業種名が表示される。ここに記載された業種で経審の申請があった場合のみ加点評価される。</p> <p style="text-align: right;">氏名 (生年月日 年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">30.00ミリメートル 24.00ミリメートル</p> <p style="text-align: center;">この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。</p> <p style="text-align: right;">修了年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">修了年月日が審査基準日以前であるもの</p> <p style="text-align: right;">(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)</p> <p style="text-align: center;">85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下</p>
--	---

(裏面)

備考	

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとすること。

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	<u>建設 太郎</u>
【技能者ID】	<u>12345678901234</u>
【生年月日】	<u>○○年○月○日</u>
【職種(呼称)】	<u>鉄筋</u>
【評価年月日】	<u>2020年12月6日</u>
【評価結果】	<u>レベル3</u>

2020年12月6日
鉄筋技能者能力評価実施機関